

横断歩道安全に渡れていますか

例年秋から冬にかけて薄暮時に、道路横断中の交通事故が増加する傾向にあります。交通事故を防ぐために、次のことに注意して横断歩道を安全に渡りましょう。

- ▶手をあげるなどして横断意思を示し、アイコンタクトによるドライバーとの意思疎通を図りましょう
- ▶横断中も車両に気を付けましょう
- ▶停止してくれた車両に感謝を伝えましょう

問 宇和島警察署交通課 ☎22 - 0110

ID:0067104

水道メーターの取替

水道メーターは、計量法の定めにより有効期間8年ごとに取り替えています。取り替えの際は、市水道局発行の身分証を携行した指定給水装置工事事業者が訪問します。

一時的に水を止めて行い、また留守の場合でも予定通り実施することがあります。なお、水道メーターの取り替えに伴う費用は無料です。物品の斡旋や販売などは一切行っていません。

問 水道局管理係 ☎22 - 5265
FAX 23 - 2994



女性に対する暴力をなくす運動

配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為など女性に対する暴力は、決して許されない行為です。1人で悩まないで、相談してください。悩んでいる人には、相談機関の連絡先を教えてください(無料、匿名可、秘密厳守)。

- ▶県福祉総合支援センター ☎089 - 927 - 3490・#8008
- ▶県男女共同参画センター ☎089 - 926 - 1644
- ▶えひめ性暴力被害者支援センター(ひめここ) ☎089 - 909 - 8851・#8891
- ▶県警察本部警察相談 ☎089 - 931 - 9110・#9110
- ▶県警察本部性犯罪被害相談 ☎089 - 934 - 0114・#8103
- ▶福祉課子育て支援室児童福祉係 ☎24 - 1111内線2142・2155

ID:0066819

最低賃金改定

10月1日から愛媛県最低賃金は、1時間821円になりました。10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間821円以上としなければなりません。県内に派遣されている労働者も対象です。

最低賃金額以上を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 宇和島労働基準監督署 ☎22 - 4655

ID:0066888

11月は児童虐待防止推進月間

児童相談所全国共通ダイヤルは、3ケタの番号です。虐待を見かけたとき、育児に悩んだときはまず連絡してください(通話料無料、匿名可、秘密厳守)。

- 内 電話相談：☎189(一部のIP電話は不可。最寄りの児童相談所につながります)
- 問 福祉課子育て支援室児童福祉係 ☎24 - 1111内線2142・2155 FAX 24 - 1160

ID:0066816

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練など)を行った場合にその費用の一部を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

- 内 助成率：4/5(助成上限額20万～600万円)
- 対 中小企業・小規模事業者
- 問 愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎089 - 935 - 5222

ID:0065693

令和3年 秋季全国火災予防運動(11月9日(火)～ 15日(月))「おうち時間 家族で点検 火の始末」

火災が発生しやすい時季を迎えます。火災を防止し、死者の発生を減少させて財産の損失を防ぎましょう。

■住宅防火 いのちを守る10のポイント

▶ 4つの習慣



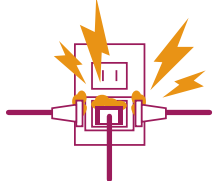
①寝たばこは絶対にしない、させない。



②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

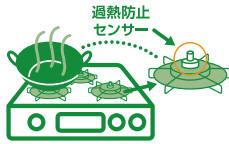


③こんろを使うときは火のそばを離れない。



④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

▶ 6つの対策



①ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。



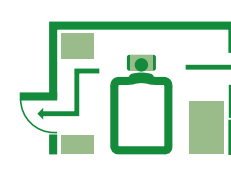
②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。



③部屋を整理整頓し、寝具などは防炎品を使用する。



④消火器などを設置し、使用方法を確認しておく。



⑤避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。



⑥防火防災訓練などにより地域ぐるみの防火対策を行う。

問 宇和島地区広域事務組合消防本部予防課予防係 ☎22 - 7501 FAX 24 - 7662

FMがいや「さすてなライフ」

日 第2・4日曜日午前8時30分(再放送：午後1時30分)

内 ゴミ・環境保全など「生活環境課」の業務とSDGsについてお知らせします。

▶生活環境課スタッフ

問 FMがいや ☎49 - 1769 ✉ r-m@gaiya769.jp



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。対象は、1～12月までに納めた保険料全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。自身の保険料だけではなく、家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

※社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に支払ったことを証明する書類の添付が必要となります(1月1日～9月30日の間に納付した人は11月上旬に、10月1日～12月31日の間に今年初めて納めた人は、翌年の2月上旬に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送られる予定)。

問 宇和島年金事務所 ☎22 - 5440